

取扱区分：公開

令和４年第９回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和４年９月２６日（月）

〔場 所〕 市役所西棟第３・４会議室

令和4年第9回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和4年第9回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟第3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和4年9月26日（月） 午後2時00分

2 閉会日時 令和4年9月26日（月） 午後3時42分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳	4 番 野口 勇
5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司	7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進
9 番 岩崎 久	10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一	14 番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟	（平野）山口 実	（蓮田）増田 雅暢
（蓮田）山口 恵司	（黒浜）新井 仁	（黒浜）小澤 はつ江

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 4 農業経営主変更届の受理について

報告 5 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 中里 幸雄

事務局 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和4年第9回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたしますします。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和4年8月25日に開催いたしました令和4年第8回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。よろしくお願いいたしますします。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5まででございます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第1号について、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

この件は、議案書10ページの報告3、番号1と関わりがございます。

ここは元々、借受人の家でずっと耕作をされていたようです。

書類の不備か何かで、書類上は●●●●さんの方で耕作しているような形になっていたのですが、借受人のお父様が亡くなられた際に書類内容が違うことが発覚し、それを是正するということです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の担当地区委員の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書3ページ、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

3条許可申請に至った経緯について、譲渡人の話によると、以前は苗木を育てている農地でしたが、近年は草刈りだけを施し、保全管理状態が難しい農地でした。子どもさんが農業をやらず、ご本人もご高齢となり身体が不自由なこともあり、どうにかしたいと考えていたところ、隣地三角地の栗畑をお持ちの譲受人と話がまとまり、今回の申請に至ったということです。

譲受人は家族全員で農業に従事しており、約8反の農地を所有し、栗と花木栽培を主としております。

申請地は少し草が生えておりますが、許可後も畑利用ということで、同じ栗の木を植える予定だということです。

周辺の農地利用に影響を与えるものでもなく、問題はないと思いますが、ご審議の程お願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明させていただきます。補足説明資料の2ページをご覧ください。

譲受人について、全部効率利用要件といたしまして、9月5日に全て耕作を確認済みです。

農作業常時従事要件として、ご本人が150日以上、奥様が150日以上、お子様が180日以上、合わせて150日以上経営していることを確認しております。

下限面積要件について、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡で40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件について、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

特に問題はないと存じますが、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長)

議案第2号、番号1につきましては、ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

先日21日に、譲渡人のお宅を訪問しました。譲渡人ご夫妻は在宅でしたが、ご子息である譲受人は不在でした。譲渡人ご夫妻にお話を伺いました。譲渡人は、譲受人の将来の相続に備えて相続税の負担を軽減するために生前贈与をしたいので、今回の第3条許可申請を行ったとのことでした。生前贈与が行われると、相続人の相続財産が減るため、相続税は少なくなります。一方では贈与税が課税されます。とは言え、生前贈与による相続時の相続人の節税効果を考えてのことだと思います。

また、贈与税の課税方式には、暦年課税と相続時精算課税の二つがありますが、どちらの方式を選択したのか、立ち入った事は聞き取りませんでした。

譲受人は会社勤務ですが、休みの時にはご両親と一緒にブドウ栽培などの農作業に従事しておられます。

この申請地●●●●㎡は、2年位前までは梨畑でしたが、今では梨の木が伐採されて普通畑として利用され、今の時期ですと大豆、里芋などが栽培されています。

以上です。事務局に補足説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の6ページをご覧ください。

譲受人に関し、全部効率利用要件として、9月5日に全て耕作を確認済みです。

農作業常時従事要件として、ご本人が60日以上、お父様が300日以上、お母様が280日以上、皆様合わせて150日以上従事することが確認されています。

下限面積要件として、自作地●●●●㎡、借受地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡、40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件について、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

特に問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第2号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書4ページ、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

それでは、議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

昨日、申請人と会い、事情を聞いて来たのですが、50年以上前に建てた建物なので詳しいことは分からないということでした。

現場を確認したところ、農業用の車庫にトラクターが2台、米の処理施設等が入っており、別に問題がない所です。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

場所は農業振興地域内ですが、告示前証明を確認しております。

申請理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、追認のため費用は発生しません。

給排水計画について、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなし、となります。

9月7日に現地確認しております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

先日、金曜日に申請人にお話しを伺ったのですが、現在、住んでいる家が雨漏りするため、新築したいということでした。1点問題があり、50年ほど前に建てた家の土地の半分近くが農地になっています。申請人は、その当時、どういう状況だったのか分からないということでした。

(案内図・公図で) 赤色で印をしている所ですが、これが全部農地です。白い部分が少しありますが、そこは宅地になっていると説明いただきました。鳥小屋等がありこれも違法建築なので、先に測量した際に「この場所にこのようなものを建ててはいけない」という話となりました。何とか家を作りたいということで、今住んでいる家を壊して申請すれば問題ないのかと思われましたが、そういう訳にはいかなかったようです。

2世帯で子どもさんが●人くらいいるため、現在の家が手狭だということです。アパートを借りるといっても近くにはなく、できれば現在建っている家をそのままにしておき、その前の土地を先に宅地にし、許可が下りたら準備に入りたい、というお話を聞きました。すぐに宅地になるかどうか分からないという話もしましたが、時期が来るまでは我慢するということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。

こちらは、農業振興地域内ですが、告示前証明を確認しております。

申請理由については、委員さんからお話がありましたが、昭和45年当時から住宅敷地として利用しており、宅地部分を分筆し、申請するものです。

資金計画については、追認のため費用は発生いたしません。

給排水計画については、上水は前面道路から引き込み（現在利用しています）、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は下水本管へ放流します（現在利用しています）。

9月7日に現地確認済みです。

（議 長）

議案第3号、番号2につきましては、ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか

（委 員）

これは追認ということになっているのですが、番号1、2どちらについても、いつ頃建てるのか分からないということです。50年前頃ということは都市計画法よりも後になり、追認ができないと思いますが、農地法と都市計画法では異なるのではないのでしょうか。

また、告示前証明というものが分からないのですが、ご説明をお願いいたします。

（議 長）

事務局の方で説明をお願いいたします。

（事務局）

線引きが昭和45年8月で、それよりも前から住宅が建っていたことを、航空写真で確認しており、昭和45年以前からあるものについては、追認という申請が可能となっております。

告示前証明については、農業振興地域が設定される昭和48年より前から、農地以外として使われていたということを、航空写真で確認しております。

（議 長）

他にございますか。

（委 員）

汚水・雑排水は下水本管へ放流とありますが、集落排水でしょうか。

（事務局）

今のご質問については、農業集落排水ということです。

（議 長）

他には何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書5ページ、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

それでは、議案第4号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

今回、●●●を伏せ越して流れています用水の改修工事に伴う、一時的な資材置場として使用するものです。期間は10月から3月までです。鉄板を敷いて使用するそうです。工事が終わった時点で元に戻します。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5ページをご覧ください。

農業振興地域内になりますが、適合証明を確認しております。

申請理由については、委員さんからご説明がありましたが、●●●用水伏せ越し工事に伴う工事作業敷地及び資材置場として一時転用するものです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しません。

工事期間は、令和4年10月17日から令和5年3月17日までとなります。9月7日に現地確認をしております。

6ページ下の案内図を見ていただきたいのですが、青色の点線部分がこの下を水路が通るということを示しており、申請地の赤枠内の左下部分に小さく丸が書いてありますが、こちらにマンホールを設置するという工事になります。

(議 長)

議案第4号、番号1につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明につきまして、何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

買収の問題がまだ残っていますが、ご説明をお願いします。

(事務局)

マンホールの設置部分の土地買収についてですが、●●●の方でこちらの土地の買収の手続きを実施中であると、現在、●●●の担当者の方から聞いております。今回は、その工事のための資材置場と作業敷地ということで、買収の前に一時転用するための申請となります。

(議 長)

他に何かございますか。

異議なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、承認することといたします。
ここで、暫時休憩します。

— 休憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案書6ページ以降の報告に移らせていただきます。

事務局より報告1から報告5につきまして、朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告5の内容につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —